

国立大学法人制度運用等に関する要請事項等（検討案）

国立大学法人制度運用等に関する国に対する要請事項等（検討案）

<京都>

I 明確な内容の政省令等の制定実現

- ① 政省令等の確定にあたっては、国立大学法人法と最終報告（調査検討会議「新しい「国立大学法人」像について」）の趣旨に則り、国立大学における教育研究の特性に配慮し、国立大学法人の自主性・自律性を十分に尊重した、明確な規定とすること。

① （略）明確な規定とすること。新たな交付金（概算要求や補正予算等）に係わるような場合は別として、大学に最大限の自由を認める。 <宇都宮>

① （略）国立大学における教育研究の特性を尊重するとともに大学の規模に配慮する等、国立大学法人の自主性・自律性を十分に尊重した、明確な規定とすること。 <愛知教育>

- ② 国立大学法人法の施行に必要な政省令等の詳細制度設計については、早めに国大協と意見交換をすること。

② （略）早めに国大協と意見交換をすることとともに各大学への情報提供を行うこと。 <京都教育>

② （略）早めに国立大学に示し国大協と意見交換をすること。 <大阪>

- ③ とりわけ、国立大学法人評価委員会に関する規定については、上記①・②の点について十分に配慮すること。

③ （略）十分に配慮するほか、当委員会のもつ重要な権限に鑑み、評価委員の構成と選考、評価基準の設定等についても具体的に記載すること。 <岩手>

<意見>

- この部分は、「国立大学法人制度運用等に関する要請事項等」の冒頭に置かれる大事な部分であるから、政省令の制定実現に特化することなく、制度全般にかかる要望を述べる形にしたらどうか。

そのために、①、②の記述を実質的に生かして、一つの文章を作る形での修正をすることを提案する。また、その文章においては、制度実現のための財政的措置への要望を含めることが必要である。

また、③の部分は、専ら国立大学評価委員会にかかる記述なので、ここから抜いて、「Ⅲ 7」に入れる方が妥当である。 <千葉>

- 「教育研究の特性を尊重」と、より明確にした方がよい。 <大分>

II 法人への移行過程に関する事項

1. 各種法令の適用に関する運用上の協力と配慮

国の組織から国立大学法人へ移行することに伴い、労働関係法規、医療機関に関する法規をはじめとする各般の法令が新たに適用されることとなるが、関係行政庁への各種届出義務に関する規定及びこれに関連する罰則規定の適用をはじめとする諸法令の適用に関しては、当面は、各大学が法人化へ移行する経過的期間であることに鑑み、その準備が整うまでの一定期間、弾力的な運用が図られるよう、例えば以下のような点で、関係行政庁の十分な協力と配慮が必要であること。

- ・ 労働基準法に基づく関係行政庁への各種届出義務に関する運用上の配慮
・ (略) 各種届出義務に関する運用上の配慮 <千葉>
- ・ 労働安全衛生法の適用に関する運用上の配慮
・ 労働安全衛生法の適用に関する運用上の配慮 <千葉>
・ 労働安全衛生法の適用に関する、当分の間における運用上の配慮 <島根>
- ・ 法人化に伴う関係行政庁への附属病院の開設承認再申請に関する運用上の配慮
・ (略) 開設承認再申請に関する運用上の配慮 <千葉>
- ・ 労働基準法に基づく関係行政庁への各種届出義務に関する運用上の配慮
・ 労働安全衛生法の適用に関する運用上の配慮
・ 労働基準法及び労働安全衛生法の適用並びに各種届出義務に関する運用上の配慮（例えば、裁量労働制の適用、事業所の単位についての統一的な取り扱いや人事院規則に基づき提出済みの設備届についての免除等。） <京都>

<追加>

- ・ 事業場の取り扱い、非常勤講師の取り扱い、教員への裁量労働制の導入を行う場合等について厚生労働省と協議し、統一した運用の配慮 <福島>
- ・ 建築基準法、都市計画法等に基づく関係行政庁への各種届出義務に関する運用上の配慮 <筑波>
- ・ 法務局への建物登記が必要となるが、その時の添付図面（土地家屋調査士が作成したもの）の簡略化 <宇都宮>
- ・ 各種規定のひな形の作成 <宇都宮>
- ・ 雇用保険法に基づく関係行政庁への各種届出義務に関する運用上の配慮 <長岡科技>
- ・ 債権のみなし消滅等に関する事務処理の簡略化の配慮 <浜松医科>

- ・ 政府調達協定が適用された場合、各法人において協定に適合した会計規程又は会計内規を整備することとしているが、大学法人一括で措置できるよう配慮<三重>
- ・ 登記に伴う関係行政庁への手続に関する配慮

【理由】法人登記、不動産登記における手続は、各大学で実施すると思料するが、各法務局との円滑な協議、打合せが行われるよう中央省庁間及び中央から地方行政機関への連絡調整をお願いしたい。<神戸>

<Ⅱの1全体を次のとおりとする>

1. 法人化移行に関する関係行政庁の協力と配慮

国の組織から国立大学法人へ移行することに伴い、その円滑な実施が図られるよう、関係する行政庁における十分な協力と配慮が必要であること。 <山形>

1. 各種法令の適用に対応する措置

(略) 諸法令の適用に関しては、必要な規則、施設整備、人員の配置等の緊急措置を講ずること。(新たな必要経費等の確保なしには罰則規定は適用しない。) <高知>

1. 各種法令の適用と適切な対応

国の組織から国立大学法人へ移行することに伴い、労働関係法規、医療機関に関する法規をはじめとする各般の法令が新たに適用されることとなることを踏まえ、国立大学法人が法人として責任ある対応ができるように政府として必要な措置のための最大限の努力 <熊本>

<意見>

- Ⅱ、1の要望事項は全体的に適切どうか慎重に検討する必要がある。 <埼玉>
- 「協力と配慮」を頂けることが望ましいが、文書で表記する必要はないのではないか <山梨>
- このような内容の要望を公然と表明することは、良識ある判断とは思えない。 <滋賀>
- 法人法の適用になり、現行の国立大学としての法令等の規程から外れることとなるので、資料に記載されている「一定期間弾力的な運用を図る」ことで担保できると考えて良いのか。
なお、担保できると考えられる場合の「一定期間」とはどの程度が想定されるのか分かりにくい。

また、「準備する期間について関係行政庁の十分な協力と配慮を要請する。」という
ような表現も考えられる。 <大分>

- 「労働基準法」や「労働安全衛生法」は当該事業所に勤務する職員等の権利や安全
を確保するために定められたものであり、本項の表現はこれらの法の適用外（一定期
間にせよ）を求めているかの誤解を招く怖れはないでしょうか。

それぞれの大学で教職員等の権利と安全を保障する義務があり、それを限られた条件
の中で、どのように遂行するかを検討することが大切と考えます。 <宮崎>

2 事務系職員の適切な人事交流システム構築への協力

2 事務系職員の適切な人事交流システム構築への協力 <金沢>

- ・ 法人の人事権のもとで、事務系職員の人事交流による人材活用と職場の活性化を
はかるための適切な人事交流システムの構築や国の機関との人事交流・異動の円滑
な実施への協力等

・ (略) 人材活用と職場組織の活性化 (略) <東北>

・ (略) 適切な人事交流システムの構築や国の機関との並びに人事交流・異動 (略)
<千葉>

・ (略) 事務系職員の人事交流による (略) <金沢>

・ (略) 実施への協力等 (国家公務員退職手当法の通算規定の整備等) <京都>

<追加>

- ・ 給与レベルの標準化、退職手当相互通算規程の整備等を行い、人事交流・異
動の円滑な実施に向けた環境整備 (福島)
- ・ 大学採用の職員を課長以上登用できるシステムへの協力 (宇都宮)
- ・ 国公立機関と国立大学法人、及び国立大学法人間の職員の円滑な人事交流による
教育研究の活性化を図るために、退職引当金等の弾力的な財政運用に配慮すること。
<金沢>

<Ⅱの2全体を次のとおりとする>

2 事務系職員の適切な人事交流システム構築への協力

- ・ 事務系職員の人材活用と組織の活性化を図るため、各国立大学法人からの要請
に応じて、国等の機関との人事交流の円滑な実施に向けて必要な情報の提供や幹
旋等協力を行うこと。 <東大>

<意見>

- 文科省発令の異動官職については、一定のルールを作るべきである。この人事に学長の関与する道をつけるべきである。 <弘前>
- 附属学校教員の配置については、これまでも地方公共団体との人事交流により行っ
てきており、今後も必要であることから、附属学校教員の地方公共団体との人事交流
についても、明記してほしい。 <大分>

3. 法人への移行に伴う新たな必要経費の確保

3. 法人への移行準備に伴う新たな必要経費の確保 <東大>

3. 法人への移行に伴う新たな必要経費の確保等 <京都教育>

・ 労働安全衛生に対する計画的な対応への必要経費、財務会計システム等の構築の
ための経費、などの確保

・ (略) 対応への必要な作業環境等の改善と管理運営の経費、財務会計システム等
の構築のための経費、などの確保を措置すること <東大>

・ (略) 対応への必要経費、人事及び財務会計システム等 <大阪教育>

・ 労働安全衛生法への対応に必要な諸経費（実験設備・実験環境の整備等を含む）、
財務会計システム等の構築のための経費、役員の執務スペース整備のための経費、
などの確保 <京都>

・ (略) 対応への必要経費、知的財産取得維持システム、財務会計システム等の構
築のための経費、などの確保 <佐賀>

・ (略) 財務会計システム等の構築維持のための経費、などの確保 <鹿屋体育>

・ 出資財産（土地・建物等）の確定・整理・評価・登記に伴う諸経費の確保

・ 出資財産（土地・建物等）の確定・整理（売却に先立つ土壤汚染改善等）・評
価・登記に伴う諸経費の確保を措置すること。 <東大>

・ (略) 諸経費の確保及び評価方法等の簡便化 <京都教育>

<追加>

・ 理事に関する経費の確保 <宇都宮>

・ 事務系職員の採用試験実施経費 <東大>

・ 出資資産（土地・建物等）の確定・整理等においては国立大学の将来計画を十分
に尊重すること。 <大阪>

・ 役員の人件費、会議費等が増えることの予算措置 <鹿屋体育>

<次のとおり書き換え、次の3と入れ替え>

2 法人への移行に伴う新たな必要経費の確保

- ・ 労働安全衛生に対する計画的な対応への必要経費等の構築のための経費、などの確保
 - ・ 出資財産（土地・建物等）の境界の確定・整理・評価・登記に伴う諸経費の確保
- <高知>

<Ⅱに次の項を追加>

4 その他の要望

- ・ 人件費の算定にあたっては、14年度決算ベースに役員報酬分（少なくとも、役員報酬と教員給与との差額分）を加算して算定すべきこと。
【理由】この措置がとられないと、移行時において職員に対する現在の給与水準の確保が困難となり、円滑な移行の重大な妨げとなる可能性がある。
 - ・ 附属病院の看護師について、いわゆる暫定定数や非常勤に依存することなく、2:1看護に必要な定員を措置すべきこと。
【理由】必要な定員が措置されていないこと自体、本来、違法状態であり、速やかに解消されなければならない。
 - ・ 職員の引継については、形式上、本人の同意を要件とすべきであり、身分の承継に同意しない者については、組織の廃止（国立学校設置法の廃止による国の機関としての国立大学の廃止）に伴う退職として扱うべきこと。
【理由】「非公務員」とする以上、法案附則第4条の規定を、本人の同意を要せず法律上当然に承継される趣旨のものと解するならば、国立大学法人との雇用契約を強制するものとして憲法第22条（職業選択の自由）および第29条（契約自由の原則）に違反するものとなる。同条項は、雇用保障の観点から使用者（国立大学法人）側の「契約の自由」を制限するものとしてのみ、解されるべきものである。
 - ・ 現在の非常勤職員の扱いについては、国が雇用主として責任ある対応をすべきこと。
- <神戸>

4 法人の制度設計構築への配慮

- ・ 各国立大学において、人事制度、会計制度等、法人における新たな制度設計を支援するための積極的な情報提供
- <京都>

Ⅲ 法人移行後の制度運用に関する事項

1 高等教育への公財政支出の充実

- ・ 中教審で検討中の高等教育のグランドデザインに基づく公財政支出の拡大と充実
- ・ (略) グランドデザインに基づきを生かした公財政支出の拡大と充実<宇都宮>
- ・ 基盤的研究・基礎科学的分野への基盤経費の確保
- ・ 個人またはグループに対する基盤的研究・基礎科学的分野への基盤経費の確保<千葉>
- ・ 基盤的研究・基礎科学的分野への基盤経費の確保と充実<大阪>

<追加>

- ・ 先進諸国並の公財政支出の確保 <岩手>
- ・ 各地域における均衡ある発展に配慮した基盤経費の確保 <茨城>
- ・ 大学間の連携・協力が進展できるような配慮 <宇都宮>
- ・ 教育研究を充実するために必要な人件費の確保 <金沢>
- ・ 地方大学や単科大学の基盤経費の充実 <愛知教育>
- ・ 先導的・戦略的・独創的教育研究等の法人としての新たな取組みを支援する経費の確保 <京都>
- ・ 大学間協力によって推進する大型プロジェクト研究等の経費の確保 <京都>
- ・ 国の計画養成に基づく教員養成大学、人材育成を主たる目的とする大学など大学の多様な実状に応じた基盤経費の拡大と充実 <大阪教育>
- ・ 基準的経費（単位費用の引き上げ） <高知>
- ・ 初期条件の格差に起因する不平等の是正 <高知>

2 法人の財政的な自律性を高める観点からの適切な運用

- ・ 剰余金の処理における法人の経営努力の幅広い認定
- ・ (略) 幅広い認定とその基準の明確化 <東北>
- ・ 中期計画期間中の剰余金の処理は、おける法人の経営努力の幅広い認定法人の自主性に委ねること。<東大>
- ・ 中期計画終了時の積立金の処分における法人の立場の最大限の尊重
- ・ (略) 法人の立場の最大限の尊重判断の尊重 <千葉>
- ・ 効率化係数等による運営費交付金の一律減額措置の排除
- ・ (略) 運営費交付金の一律減額措置の排除（埼玉）

- ・ 運営費交付金の算定基準の明確化
 - ・ (略) 算定基準の明確化と透明性を図るとともに、専門家だけでなく一般国民にもわかりやすいものとする。〈東大〉
- ・ 国立大学の存在意義を踏まえた適切な学生納付金の標準額の設定等
 - ・ (略) 標準額の設定及び改定にあたってはその理由の明確化等。〈宇都宮〉
- ・ 土地処分収入の一定額の当該法人への留保
 - ・ (略) 留保と残額の公平な配分。〈千葉〉
- ・ 収益を伴う事業実施に関する法人の判断の尊重
 - ・ (略) 判断の最大限の尊重。〈東大〉
 - ・ (略) 判断の尊重（当該収益の処分に当たって大学側へのインセンティブの付与をお願いしたい）。〈京都工芸〉
- ・ 寄附金、受託研究経費等の運営費交付金の算定からの除外
 - ・ 大学が自助努力により獲得した外部資金（寄附金収入、補助金等収入、受託研究経費等収入）を~~の~~運営費交付金の算定~~からの除外~~にあたって反映させないこと。〈東大〉
 - ・ 診療収入、寄附金、受託研究経費等（略）。〈浜松医科〉

<追加>

- ・ 自己収入の増収分は、次年度の運営費交付金の算定から除外。〈北海道〉
- ・ 地方大学に対する財政的配慮（例：旅費、各種手当など）。〈北見〉
- ・ 運営費交付金の積算区分にとられない弾力的執行の尊重。〈東北〉
- ・ 運営費交付金は渡し切りとし、予算増や人員増を伴わない内部組織及び事務事業の新設・改廃は自由にすべきである。その際、中期計画・年度計画における予算事項の設定は、法人の自由とする。〈東大〉
- ・ 新規に発生する人件費（理事報酬等）の確保（運営費交付金に算定）。〈信州〉
- ・ 大学の判断による人件費・物件費間等の経費の流用。〈信州〉
- ・ 採用予定教官に係る人件費の運営費交付金への算入。〈名古屋〉
- ・ 特定交付金について政治的配慮を避け、慎重な算定をすること。〈滋賀〉
- ・ 会計処理の簡素化への配慮。〈京都〉
- ・ 大学の教育研究という業務を考えると、会計監査等の監査は助長するべきものであること。〈大阪〉
- ・ 運営費交付金の算定にあたって事業収入の努力を評価するしくみ。〈鹿屋体育〉

<意見>

◎大学間格差，地域間格差を放置したままの移行は問題なので，この解消（または緩和）に努める手当が必要。<弘前>

◎人口の過疎化，老齢化の進む地方の国立大学附属病院は，法人化へ移行すると今の保険制度では経営が困難になる。何らかの措置が必要。<弘前>

3 法人の実状に応じた確実な財政措置

・ 労災保険、雇用保険、各種損害保険等の保険料、各種手数料、監査に要する経費、事務系職員の採用試験実施経費など、法人化に伴う必要経費の確保等

・ (略) 各種手数料、監査法人に要する経費、(略) <北海道>

・ (略) 法人化に伴う必要経費の確保等 <千葉>

・ (略) 保険等の保険料（賠償金の支払いを含む。）、各種手数料（銀行振込等）、監査に要する経費、(略) <金沢>

・ 労災保険、雇用保険、学校災害共済掛金、各種損害保険等の保険料、(略)

<大阪教育>

~~・ 労災保険、雇用保険、各種損害保険等の保険料、各種手数料、監査に要する経費、事務系職員の採用試験実施経費など、法人化に伴う必要経費の確保等~~

・ 次にかかる費用については、運営費交付金の額として加算し措置すること。

①雇用保険の事業主負担分、被保険者負担分（本人の給与が減額となるため）

②労災保険料

③損害保険等の各種保険料、各種手数料（施設整備、維持管理に伴う申請等）、銀行等への振込手数料、会計監査に関する経費

④事務系職員の採用試験実施経費

⑤承継職員の後補充の職員の退職手当経費

⑥計画的な修繕等予防保全を含めた施設の維持・保全に要する経費の運営費交付金への反映 <東京大学>

・ 施設の維持・保全に要する経費の運営費交付金への反映

・ 設備及び施設の維持・保全に要する経費の運営費交付金への反映 <宇都宮>

・ 施設の維持・保全に要する経費の運営費交付金への反映を明確に運営費交付金として確保 <鹿児島>

・ 附属病院の施設整備に充てる資金の国立大学財務・経営センターからの円滑な借り入れの確保

・ 寄附金税制を含む現行の税制面での取り扱いの継続

・ (略) 取り扱いの継続及び改善（個人からの寄附金は全額控除） <長崎>

<追加>

- ・ 特許申請及び維持、管理に関わる費用の確保 <北見>
- ・ 理事（監事）室等新設に必要な経費の確保 <福島>
- ・ 文科省は、法人化以降一期は汎用システムを支援することとしている。今後、各大学での新たなシステムを構築するための経費の確保 <福島>
- ・ 役員報酬に対する財政措置の保証 <埼玉>
- ・ 法人化に当たり、附属病院等整備に係る債務は、国立大学財務・経営センターが一括して承継し、実質的な債務負担は国立大学法人が保証することとなっているが、法人の施設整備は施設費補助金で措置することとなっていることを踏まえ、適切な債務保証を実施 <埼玉>
- ・ 財政投融资の償還分に対する財政措置の確保 <浜松医科>
- ・ 土地の取得、施設の整備等に必要な経費の償還のために発行する債券については個別の国立大学法人ではなく全体の国立大学法人として債券を発行し、償還財源として確保できるシステムの構築 <三重>
- ・ 新汎用システムの維持管理停止に伴う新システム導入に係る経費の個別要求事項化等、必要経費の確保 <三重>
- ・ 授業料免除制度の継続及びそれに伴う収入減の運営費交付金への反映<北陸先端>
- ・ 地方公共団体との人事交流を必要とする職種（附属学校教員）の職員給与が、当該地方公共団体の給与水準を確保できる額を運営交付金で算定 <大阪教育>
- ・ 附属学校の運営に必要な人件費に係る各種手当の財源確保 <兵庫教育>
- ・ 文部科学大臣が任命権を持つ「監事」に係る人件費の確保、<鳴門教育>

4 国による各種損害の補填システムの整備

- ・ 国による各種損害を補填する制度の補填システムの整備<東大>
- ・ 自然災害及び火災等による被災施設等の復旧補填システムの確立（施設災害補助金等）
- ・ 自然災害及び火災等による被災施設等の復旧補填に要する経費を国が措置する制度システムの確立（施設災害補助金等）<東大>
- ・ 医療過誤や医療事故による賠償責任システムの確立（賠償金等）
- ・ 医療過誤や医療事故による損害賠償に要する経費を国が措置する制度賠償責任システムの確立（賠償金等）<東大>
- ・ 教育研究中の事故等による賠償責任システムの確立（賠償金等）
- ・ 教育研究及び課外活動中の事故等による賠償責任システムの確立（賠償金等）<福島><宇都宮>
- ・ 教育研究中の事故等による損害賠償に要する経費を国が措置する制度賠償責任システムの確立（賠償金等）<東大>
- ・ 教育研究中の事故等による賠償責任システムの確立（賠償金・訴訟費用等）<大阪教育>

<追加>

- ・ 入試等の業務遂行上の事故等による賠償責任システムの確立（賠償金等）<筑波>
- ・ その他訴訟等による損害賠償に要する経費を国が措置する制度<東大>
- ・ その他知的所有権をはじめとした多様な法的紛争に備えるためのシステムの確立（顧問弁護士費用、賠償金等）<信州>
- ・ 業務運営に伴うリーガルリスクに対応するための賠償責任システムの確立（訴訟費用・賠償金等）<京都>
- ・ 自然災害や火災等による被害を生じた場合に大学業務の計画どおりの進行を猶予する措置を講ずること。<大阪>

5 文部科学省の国立大学法人行政体制の整備等

- ・ 法人化された国立大学に対する大学の自由度を尊重した文部科学省の新しい行政体制等の整備

・ 法人化された国立大学に対する一元的な大学の自由度を尊重した文部科学省の新しい行政責任体制等の整備<東大>

- ・ 中期目標・計画を前提とした事後評価を尊重する具体的な事務処理体制の整備

・ 中期目標・中期計画を前提とした事後(略) <東北>

- ・ 概算要求作業の簡素化等新しい関係における国立大学の事務負担の軽減

・ 概算要求作業及び諸報告書類の簡素化等(略) <東北>

・ Ⅲの9に移動し修文<東大>

・ 概算要求作業の簡素化、文部科学省に対する各種報告の廃止等新しい関係における国立大学の事務負担の軽減 <山口>

<追加>

- ・ 入札などの契約方式に対する大学の自由度の尊重<浜松医科>

6 中期目標・中期計画における大学の自主性・自律性の尊重

- ・ 文部科学大臣が中期目標を定めるに当たって、大学の意見を最大限配慮すること。

・ (略) 大学の意見を最大限配慮尊重すること。<千葉>

・ (略) 大学の意見を最大限配慮するとともに、大きな方向性を示す基本的目標のみとすること。<東大>

・ (略) 大学の意見を最大限配慮すること。また、必要に応じて大学との十分な協議をすること。<金沢>

・ (略) 大学の意見を最大限配慮尊重すること。<愛知教育>

- ・ 文部科学大臣が中期計画を認可するに当たって、大学の自主性・自律性を最大限尊重すること。なお、中期計画について、大学の教育研究の特性を踏まえ数値目標など詳細な内容指定を排除すること。

・ (略) 大学の自主性・自律性を最大限尊重すること。(略) <千葉>

・ (略) 中期計画について、法人化の趣旨と大学の教育研究の特性、多様性を踏まえ、数値目標など詳細な内容指定を排除し、基本的・大綱的な記載事項のみで良いとすること。<東大>

- ・ 年度計画の取り扱いについて、大学の教育研究の特性に十分配慮すること。

・ (略) 特性を十分尊重し、大学の規模を考慮すること。<愛知教育>

- ・ 計画期間中における計画変更を容易にする運用

・ (略) 容易にする運用こと。 <千葉>

<追加>

- ・ 中期計画の評価をただちに運営交付金の運用に反映させず監視期間を設けること。
- ・ <滋賀>

<意見>

中期計画については最大限尊重するとなっており、年度計画についても「教育研究の特性に十分尊重」と、より明確にした方が良い。 <大分>

7 国立大学法人評価委員会等による評価とその評価結果の活用方法

- ・ 国立大学における教育研究を伸張する適切な評価の実施

~~国立大学における教育研究を伸張する適切な評価の実施~~

- ・ 大学評価にかかる信頼性のある機関における評価結果を多用し、評価の結果を公表すること。
- ・ 国立大学法人評価委員会による評価においては、国立大学における教育研究の特性に配慮し、国立大学法人の自主性・自律性を十分に配慮すること。 <千葉>
- ・ (略) 評価の実施（「明確な評価基準の提示」及び「評価担当者又は評価委員会構成員の分野別適正配置」） <金沢>

- ・ 大学の教育研究の特性を踏まえ数値目標などによる評価を排除

- ・ 大学の教育研究の特性、大学の規模を無視した踏まえた数値目標などによる評価を排除。 <愛知教育>

- ・ 大学に過度な負担をかけない評価方法の実施

- ・ 評価結果に対する大学の意見申し立て等の制度化

- ・ 評価過程における結果に対する大学の意見申し立て等の制度化 <千葉>

- ・ 評価結果の資源配分活用への慎重な配慮

- ・ 年度ごとの評価結果を資源配分に活用することを排除

- ・ (略) 排除（特に法人化後初期の段階において排除してほしい） <京都工芸>

<意見>

- ・ 中期計画の期間中に積立金を取り崩した場合の評価への影響排除 <東北>
- ・ 「向上要素」と「絶対水準」の両要素を反映させた評価結果を得る仕組み <東北>
- ・ 評価のための評価でなく、改善の参考になるような内容を盛った評価 <宇都宮>

- ・ 大学評価・学位授与機構による教育研究評価の方針の明確化と国立大学法人評価委員会（仮称）による評価結果の利用方法の明確化 <信州>
- ・ 教育研究の評価に当たっては、長期的視野に配慮すること <信州>
- ・ 評価基準の透明化・明確化 <浜松医科>
- ・ 大学の規模、目的（目標）等に対応した評価基準の設定 <愛知教育>
- ・ 総務省の評価委員会による評価は、国立大学における教育研究の特性に配慮し、国立大学法人評価委員会等の全般的活動についてのみ限定 <京都>
- ・ 中期目標・中期計画の評価はあくまでも中期目標期間中を通してのものを基本とすること。 <大阪>
- ・ 年度計画等への評価は国立大学への注意または警告に止めるべきこと。 <大阪>

・ 評価基準の明確化

【理由】評価結果により運営交付金が決定されるので、どのような観点で評価されたのか、当然基準は示されるべきと考える。 <神戸>

<意見>

- 年度計画などはできるだけ簡潔なものにしてもらいたい。 <大分>

8 国立大学の特性を踏まえた国立大学行政の確立

- ・ 教育研究の特性に配慮した適切な法律等の運用
- ・ 新連合組織（新国大協）と文部科学省との定期的な意見交換システムの構築
- ・ 新連合組織（新国大協）と文部科学省との定期的な意見交換システムの構築協議機関の設置 <金沢>
- ・ 監事の選任における透明性の確保

<追加>

- ・ 大学教員の勤務の特殊性に鑑みた裁量労働制の適用 <筑波>
- ・ 業務当直の現行どおりの実施 <筑波>
- ・ 役員の解任基準の明確性の確保 <群馬>
- ・ 地域の均衡ある発展への配慮 <福井>
- ・ 監事の任免にあたって大学からの候補者リストの中から任命するなど、個別の大学の特性を理解する人物が任用されるような措置を講ずること <大阪>

9 その他の要望

- 法人化後における会計検査院との関係の明確化（計算証明、実地検査等）
- 法人化後における会計検査院及び行政評価局（事務所）との関係の明確化（計算証明、実地検査等） <京都工芸>

<追加>

- 国立大学法人における学生のための厚生事業団体に対して国立大学法人の財産を使用させる場合の取扱いについての基本方針の策定 <福島>
- 学外者から登用する理事及び監事については、法人業務の適正な執行を担保し、適任者の選任・任命を行うこと <埼玉>
- 附属病院収入が法人の収入総額に占める割合が高いことから、法人化後は附属病院の運営の適否が法人の運営に与える影響が大きいものと思われる。
よって、附属病院の運営に当たっては、大学の自主性・自立性を発揮するためにも、より活力ある病院運営が可能となるよう、人事制度、財務制度等の運用に当たっては、特段の配慮を行う。 <大阪>
- 関係行政庁への各種報告・届出義務に関する事務負担の軽減 <長崎>
- 大学の教育研究の特性を踏まえ、大学の自主・自律性を最大限に尊重した各種規制緩和の促進 <熊本>

<Ⅲの9全体を次のとおりとする>

- 9 その他の要望
- 文部科学省や会計検査院への定例報告（計算証明等）、概算要求時の提出書類等の抜本的な簡素化や大幅な事務負担の軽減 <東大>
- 法人化後も国の機関等との人事交流を促進するため、職員の退職手当の勤続期間の通算など必要な法的措置を講ずること。 <東大>

<Ⅲの9の前に次の項を追加>

- 9 国際関係における国立大学表示の継続の確保 <高知>

<その他の意見>

- 大学の自主性・自律性を尊重することになっているが、運用の過程において、逆に管理・統制が厳しくならないようにしてほしい。 <大分>